

羽生市建設工事一般競争入札執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札を執行するに当たり、羽生市契約規則（昭和39年規則第7号）及び羽生市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成9年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、市長が定める。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 羽生市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則第2条第5号の資格者名簿に当該対象工事に対応する業種（以下「対象業種」という。）で掲載されていること。
 - (3) 対象工事の入札の公告の日（以下「公告日」という。）から入札の執行日までの間に、羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成4年告示第9号）第2条各項の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 公告日から落札者に決定する日までの間に、羽生市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年要綱第12号）第3条各項の規定による指名除外の措置を受けていないこと。
- 2 前項各号に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる入札参加資格を定めることができる。

- (1) 対象業種の発注標準額の格付区分
- (2) 対象業種の経営事項審査の総合評定値の区分
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に定める許可を受けた営業所の所在地
- (4) 一定基準を満たす対象業種と同種又は類似した工事の施工実績
- (5) 対象工事に配置予定の技術者の区分
- (6) その他市長が必要と認める事項

(公告事項等の決定)

第4条 市長は、羽生市工事請負業者等指名委員会規程（昭和47年訓令第1号）に定める羽生市工事請負業者等指名委員会に諮り、入札参加資格のほか公告する事項等を決定する。ただし、対象工事の契約見込額が250万円以下の場合については、この限りでない。

(入札の公告)

第5条 市長は、地方自治法施行令第167条の6第1項に規定する入札について必要な事項（以下「入札公告」という。）を羽生市公告式条例（昭和29年条例第3号）第2条第2号に規定する掲示場に掲示するほか、市のホームページに掲載するものとする。

(設計図書等)

第6条 市長は、一般競争入札に係る図面、仕様書、特記仕様書その他市長が必要と認める書類（以下「設計図書等」という。）を入札に参加することを希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に閲覧させ、貸与し、又は配布するものとする。

- 2 市長は、入札参加希望者からの設計図書等に係る質問及びその回答を全ての入札参加希望者に周知するものとする。

(入札への参加)

第7条 入札参加希望者は、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業又は経常建設工事共同企業体（以下「単体等」という。）にあっては様式第1号、特定建設工事共同企業体にあっては様式第2号。以下これらの書類を「申請書」という。）及び当該入札参加資格を確認するための資料等（以下「確認資料」という。）を入札公告において指定する日時までに市長に提出しなければならない。

(入札参加資格の審査)

第8条 市長は、入札参加希望者の入札参加資格の審査を確認資料により行うものとする。

2 市長は、前項の審査を入札公告において指定する日の翌日から起算して原則として3日（土曜日、日曜日及び羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第7号）に規定する祝日法による休日並びに年末年始の休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、当該審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

（入札参加資格の結果の通知）

第9条 市長は、前条第1項の審査を行った結果、入札参加希望者が入札参加資格を満たしているときと認めるときは、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第3号）により通知する。

2 市長は、前条第1項の審査を行った結果、入札参加希望者が入札参加資格を満たしていないときと認めるときは、一般競争入札参加資格不適格確認通知書（様式第4号）により通知する。

3 第1項の規定による通知を受けた者は、当該一般競争入札に参加することができる。（入札参加資格の有無の再確認）

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に異議があるときは、入札参加資格を満たしていないことの再確認又はその説明を市長に求めることができる。

（入札金額見積内訳書）

第11条 市長は、第9条第1項の規定による通知を受けた者で当該一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）から初度入札時に入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるものとする。

（入札の執行）

第12条 市長は、一般競争入札の執行に当たり、入札参加者の数が1者であるときは、入札を執行しない。

2 市長は、一般競争入札の執行に当たり、別表に掲げる対象工事の設計金額の区分に応じて、当該区分において指定する者に執行させることができる。ただし、市長が適性に入札が執行できると認める場合は、この限りでない。

（参加の辞退）

第13条 入札参加者は、申請書を提出した日から一般競争入札の執行日までの間に当該入札の参加を辞退するときは、一般競争入札辞退届（単体等にあつては様式第5号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第6号。以下これらの書類を「辞退届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入札の辞退の取扱いに関しては、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 入札の執行前 辞退届を持参し、又は郵送することにより行う。ただし、郵送については、入札日の前日までに当該辞退届が到着していなければならない。

(2) 入札執行中 辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に持参することにより行う。

（入札）

第14条 入札参加者は、入札書（単体等にあつては様式第7号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第8号。）に件名、履行場所、金額その他必要な事項を記入し入札しなければならない。

（代理人による入札）

第15条 入札参加者は、代理人を立てて入札を行うことができる。この場合において、入札参加者は、入札委任状（単体等にあつては様式第9号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第10号。）を市長に提出しなければならない。

（入札の取りやめ等）

第16条 市長は、入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する疑いがあるほか、入札を公正に執行することができないと認めるときは、その執行を延期し、落札者の決定を保留し、又は取りやめることができる。

2 市長は、天災その他やむを得ない事由により入札の執行が困難であると認めるときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第17条 市長は、対象工事の入札に参加した者の入札が羽生市契約規則第13条各号のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無効とする。

- (1) 明らかに連合によると認められる入札
- (2) 最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格を下回る価格を記載した入札
- (3) 初度入札において落札者がいないとき又は開札の結果として入札価格の最低のものを発表したにもかかわらず、再度入札においてその価格を上回る価格を記載した入札
- (4) 入札執行前に予定価格を公表したときあつては、その価格を上回る価格を記載した入札
- (5) 内訳書の提出を求めた際にそれが未提出である入札又は内容に誤り若しくは記載漏れがある入札
- (6) 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たしていない者がした入札
- (7) 市長が行う指示に従わない落札候補者がした入札
- (8) 第7条の一般競争入札参加資格等確認申請書に虚偽の記載をした者がした入札
- (9) その他入札公告に反すると認められる入札

(落札者の決定)

第18条 市長は、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた価格）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合あつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者）を落札者とする。

2 前項の場合において、同額の入札をした者が2者以上あるときは、当該同額の入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。

3 市長は、落札者を決定したときは、速やかに、落札者決定通知書（様式第11号）により当該落札者に通知する。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則（平成31年3月14日告示甲第16号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月3日告示甲第36号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月3日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第1条から第6条までの規定は、この告示の施行の日以後の入札について適用し、同日前の入札については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

入札執行者の指定区分

| 設計金額 | 入札執行者 |
|---------------------|-----------------------|
| 15,000万円以上 | 副市長 |
| 15,000万円未満5,000万円以上 | 企画財務部長 |
| 5,000万円未満130万円以上 | 契約検査課長 |
| 130万円未満 | 対象工事の事務を所掌する課（室・館・所）長 |

